

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	家畜改良増殖法	根拠条項	資料番号	6	担当課	畜産課
			19-2	不利益処分の種類	家畜人工授精師免許の取消及び業務の停止	
家畜改良増殖法						
(家畜人工授精師の免許の取消及び業務の停止)						
第19条 都道府県知事は、家畜人工授精師が第17条第1項に規定する者に該当するに至ったとき又は家畜人工授精師から申請があったときはその免許を取り消さなければならない。						
2 都道府県知事は、家畜人工授精師が第17条第2項各号の一に掲げる者に該当するに至ったとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。						
3 前項の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。						
(家畜人工授精師の免許を与えない場合)						
第17条 成年被後見人又は被保佐人には、前条第1項の許可を与えない。						
2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の許可を与えないことができる。						
一 心身の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令定めるもの						
二 麻薬又は大麻の中毒者						
三 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)、種畜法(昭和23年法律第155号)、薬事法(昭和35年法律第145号)、獣医師法、獣医療法(平成4年法律第46号)若しくは家畜商法(昭和24年法律第208号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者						
四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者						
3 都道府県知事は、前条第1項の免許を申請した者について、前項第1号に掲げる者に該当すると認め、同項の規程により免許を与えないこととするときには、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。						